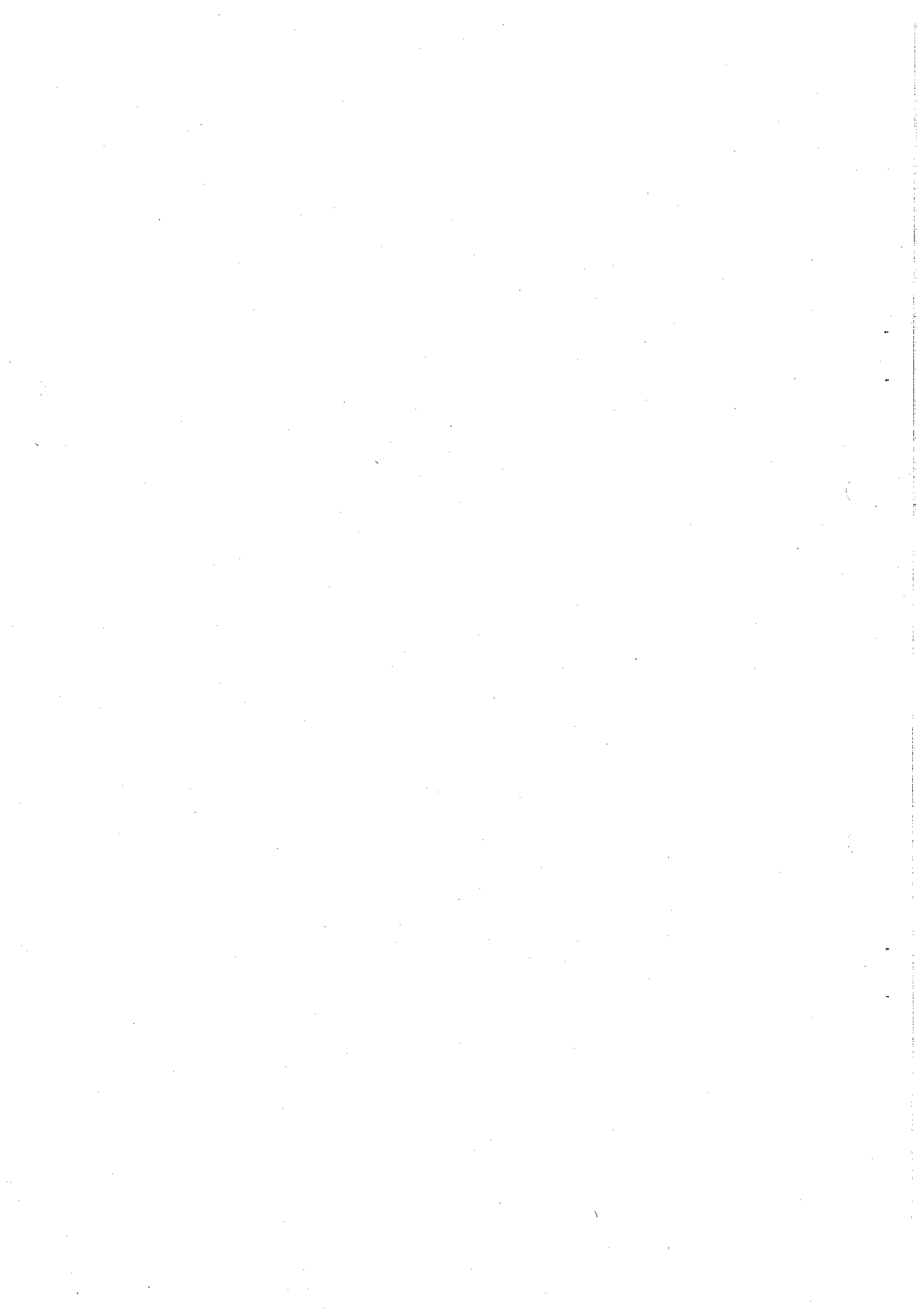


(令和5年第1回定例会12月会議)

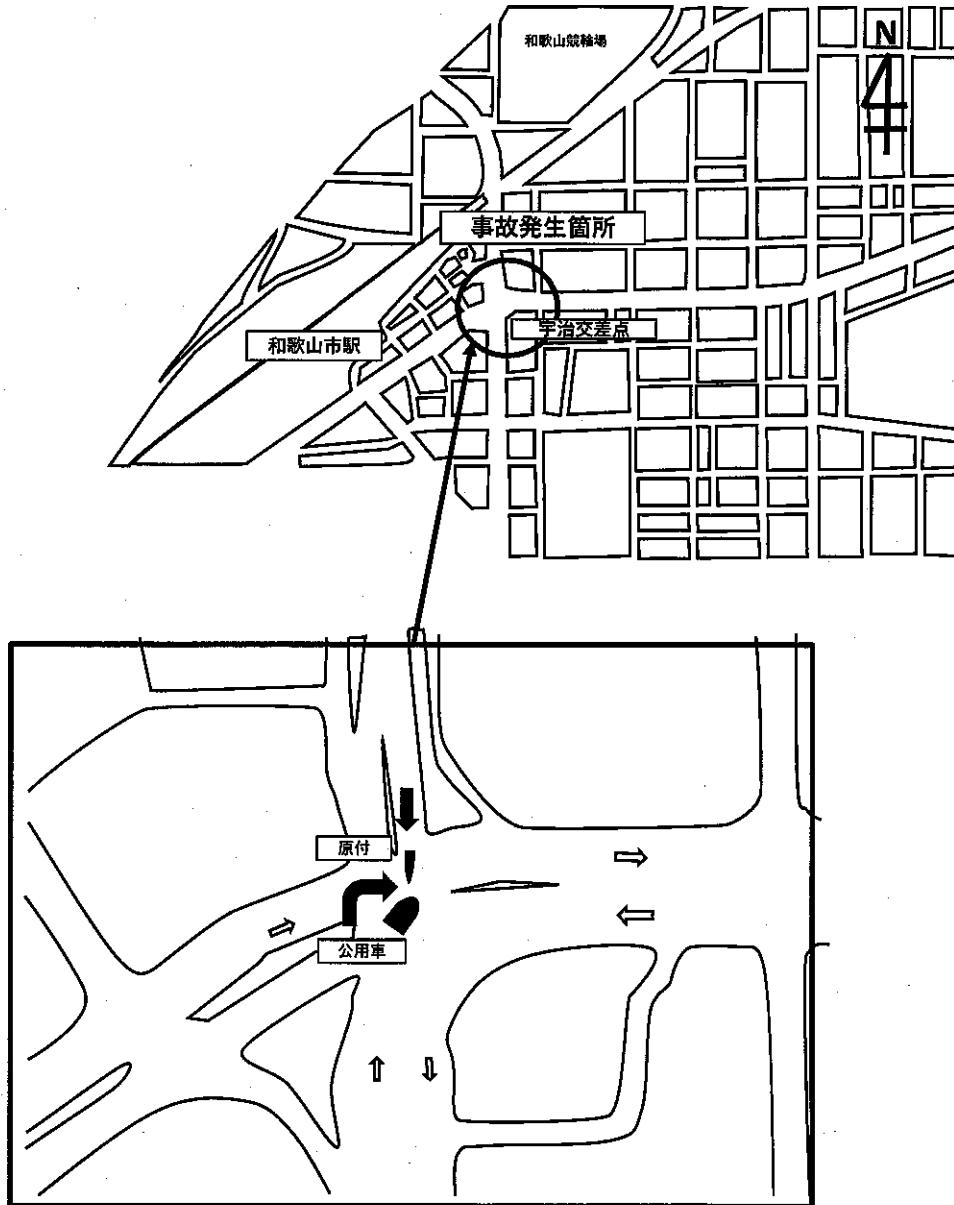
参考資料（議案関係）



(令和5年第1回定例会12月会議)

【報告第12号 参考資料】

○位置図



○事故による責任割合

かつらぎ町 85%

相手方 15%

○損害賠償の内訳

物損修繕費 40,900円 (48,118円×85%)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第112号 かつらぎ町教育委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和元年12月22日任命された草田蒼太委員が、令和5年12月21日任期満了となるため、新たに任命するものです。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の委員のうち、草田蒼太委員の任期が本年12月21日に満了となり、新たに委員を任命するため同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和5年12月22日～令和9年12月21日（4年間）

4. 概要

①組織

・教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

②委員となりうる者の資格要件

・委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者（満25歳以上の者）で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者

③委員となることができない者

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられた者

④委員の構成

・委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。

・委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれること。

(令和5年第1回定例会12月会議)

【議案第112号 参考資料】

かつらぎ町教育委員会委員候補者略歴

氏 名 小 川 淳 子

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第113号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和3年7月1日に法務大臣より委嘱された佐藤眞由美委員が、令和6年6月30日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、佐藤眞由美委員の任期が来年6月30日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和5年第1回定例会12月会議)

【議案第113号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 佐 藤 眞 由 美

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第114号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和3年7月1日に法務大臣より委嘱された津守優子委員が、令和6年6月30日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、津守優子委員の任期が来年6月30日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、新たに委員を推薦いたしたく、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和5年第1回定例会12月会議)

【議案第114号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 西^{にし}中^{なか}久^く美^み子^こ

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第115号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地方税法が改正されました。

3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例を改正する必要があるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

○主な改正内容

国民健康保険税について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の所得割額及び均等割額を軽減します。

※当該免除における「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産及び早産も含まれます。

※多胎妊娠の場合は6か月間

※令和5年度分で令和6年1月以後の期間分及び令和6年度以後分が対象

※免除される保険税額

所得割：出産被保険者の所得割額の12分の1に対象月数を乗じた額

均等割：出産被保険者の均等割額(低所得者軽減の適用を受けている場合は、軽減後の額)の12分の1に対象月数を乗じた額

(施行期日：令和6年1月1日)

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町国民健康保険条例(平成9年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)については、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等</p>	<p>○かつらぎ町国民健康保険条例(平成9年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>略</p>

(省 略)

(省 略)

改正後	改正前
<p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合</u>には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(減免)</p>	<p>(新設)</p>

(減免)

改正後	改正前
<p>第24条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格取得日から14日以内に入入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以降に設定されている場合については、同年2月分以降の国民健康保険税とする。)及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であつて、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、第24条の4第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>15 前項の場合における第24条の4第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならぬ」とあるのは、「提出しなければならぬ。ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p>	<p>第24条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格取得日から14日以内に入入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以降に設定されている場合については、同年2月分以降の国民健康保険税とする。)及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であつて、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>15 前項の場合における第24条の3第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならぬ」とあるのは、「提出しなければならぬ。ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p>

議案参考資料

担当課(室)係

(令和5年第1回定例会12月会議)

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第116号 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

本町では、水道の普及並びに生活用水の確保を図るため、水道施設の整備拡充を行ってきました。

星山地区においては、地元で管理していた飲料水供給施設を平成31年4月からかつらぎ町で管理運営しております。

また、星山地区には、飲料水供給施設以外に一部未給水地区が存在し、この未給水地区と飲料水供給施設を併せて隣接する天野簡易水道から給水を行う計画を進めてまいりました。

山崎地区においては、地元で管理する飲料水供給施設をかつらぎ町飲料水供給施設移管規程に基づき、町へ移管します。

3. 趣旨・目的

未給水地区を解消するため、天野簡易水道の給水区域の拡張を行い、星山地区へ給水を行うとともに、天野地区の未給水区域の解消を図ります。

また、山崎飲料水供給施設を町で管理運営します。

4. 概要

天野簡易水道に、既存の星山飲料水供給施設と一部未給水地区を星山地区として加えるものです。

また、山崎飲料水供給施設の加入分担金を新たに設定します。

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和5年第1回定例会12月会議)
【議案第116号 参考資料】

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略)</p>		<p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略)</p>	
事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)
天野簡易水道	上天野、下天野、 <u>星山のうち認可区域</u> (略)	330	145
山崎飲料水供給施設	山崎の <u>うち認可区域</u> 能な区域 (略)	96	29
天野簡易水道	上天野、 <u>下天野のう</u> <u>ち認可区域</u> (略)	350	155
星山飲料水供給施設	星山の <u>うち認可区域</u> 能な区域 (略)	22	7
(省 略)		(省 略)	

(令和5年第1回定例会12月会議)
【議案第116号 参考資料】

かつらぎ町水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																										
<p>○かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（加入分担金） 第40条（略） （加入分担金）</p> <p>（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="829 1120 957 2016"> <tr> <td rowspan="6">事業又は 地区</td> <td>口径 13ミリ</td> <td>口径 20ミリ</td> <td>口径 25ミリ</td> <td>口径 40ミリ</td> <td>口径 50ミリ</td> <td>口径 75ミリ以上</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山崎飲料</td> <td colspan="5">250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が</td> </tr> <tr> <td>水供給施設</td> <td colspan="5">別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">る額る額る額る額る額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">る額</td> </tr> </table> <p>2～6（略）</p> <p>（省 略）</p>	事業又は 地区	口径 13ミリ	口径 20ミリ	口径 25ミリ	口径 40ミリ	口径 50ミリ	口径 75ミリ以上	(略)						山崎飲料	250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が					水供給施設	別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め						る額る額る額る額る額						る額					<p>○かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（加入分担金） 第40条（略） （加入分担金）</p> <p>（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="829 215 957 1120"> <tr> <td rowspan="6">事業又は 地区</td> <td>口径 13ミリ</td> <td>口径 20ミリ</td> <td>口径 25ミリ</td> <td>口径 40ミリ</td> <td>口径 50ミリ</td> <td>口径 75ミリ以上</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>星山飲料</td> <td colspan="5">250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が</td> </tr> <tr> <td>水供給施設</td> <td colspan="5">別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">る額る額る額る額る額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">る額</td> </tr> </table> <p>2～6（略）</p> <p>（省 略）</p>	事業又は 地区	口径 13ミリ	口径 20ミリ	口径 25ミリ	口径 40ミリ	口径 50ミリ	口径 75ミリ以上	(略)						星山飲料	250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が					水供給施設	別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め						る額る額る額る額る額						る額				
事業又は 地区		口径 13ミリ	口径 20ミリ	口径 25ミリ	口径 40ミリ	口径 50ミリ	口径 75ミリ以上																																																																				
		(略)																																																																									
		山崎飲料	250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が																																																																								
		水供給施設	別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め																																																																								
			る額る額る額る額る額																																																																								
		る額																																																																									
事業又は 地区	口径 13ミリ	口径 20ミリ	口径 25ミリ	口径 40ミリ	口径 50ミリ	口径 75ミリ以上																																																																					
	(略)																																																																										
	星山飲料	250,000管理者が管理者が管理者が管理者が管理者が																																																																									
	水供給施設	別に定め別に定め別に定め別に定め別に定め																																																																									
		る額る額る額る額る額																																																																									
		る額																																																																									

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第117号 町道の認定について(三谷妙寺線)

2. 背景・経過

現在、和歌山県では、国道24号と県道和歌山橋本線を結ぶ新しい県道の計画を進めています。県道新設後においては、旧県道部分をかつらぎ町へ移管する必要があるため、県道三谷妙寺停車場線について、将来、かつらぎ町に移管することを視野に入れた町道認定を行うものです。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第4号の基準に該当します。

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

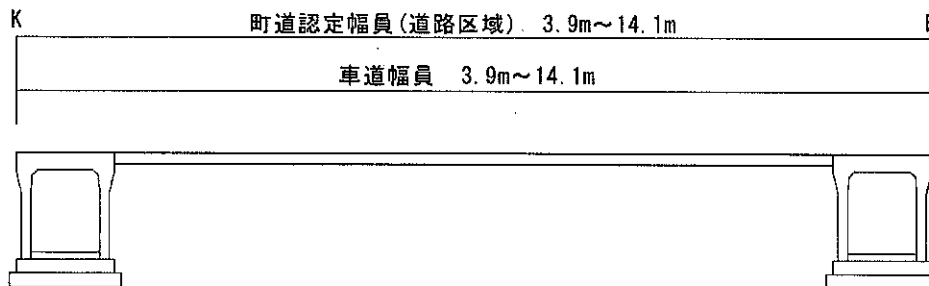
第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (4) 国道又は県道の路線の変更若しくは廃止により、町道として存置する必要があると認める道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。

町道三谷妙寺線 標準断面図 延長L=765m



町道認定路線位置図



令和5年第1回定例会(12月会議) 【議案第117号 参考資料】	路線番号 29	路線名 三谷妙寺線
-------------------------------------	------------	--------------

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第118号 町道の認定について(丁ノ町111号線)

2. 背景・経過

現在、和歌山県では、国道24号と県道和歌山橋本線を結ぶ新しい県道の計画を進めています。県道新設後においては、旧県道部分をかつらぎ町へ移管する必要があるため、県道三谷妙寺停車場線について、将来、かつらぎ町に移管することを視野に入れた町道認定を行うものです。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第4号の基準に該当します。

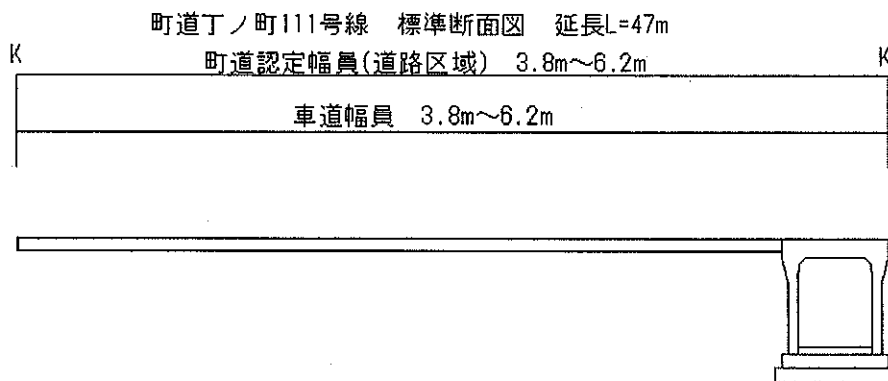
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

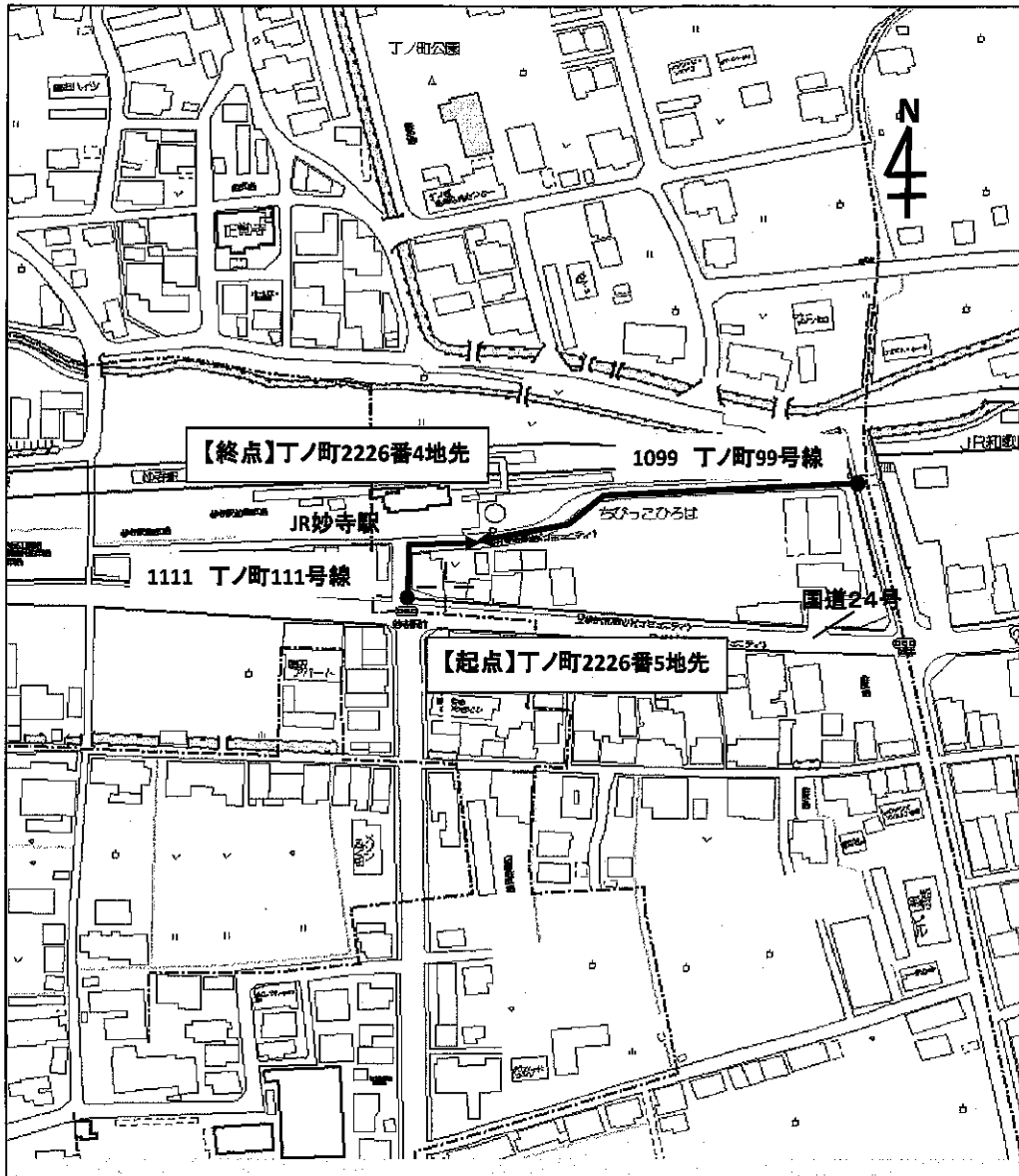
- (4) 国道又は県道の路線の変更若しくは廃止により、町道として存置する必要があると認める道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和5年第1回定例会(12月会議)
【議案第118号 参考資料】

路線番号	路線名
1111	丁ノ町111号線

議案参考資料

(令和5年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第119号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について

2. 背景・経過

上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴い、同日付で本組合を脱退したい旨の通知があり、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議依頼がありました。

3. 趣旨・目的

上大中清掃施設組合の解散に伴い、和歌山県市町村総合事務組合同約の変更を行おうとするものです。

4. 概要

- ・組合を組織する地方公共団体及び事務を共同処理する組合市町村から上大中清掃施設組合を削ります。

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和5年第1回定例会112月会議)

【議案第1119号 参考資料】

和歌山県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正	現 行
<p>○和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）</p> <p>別表第1（第2条関係） 海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都郡衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯浅広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老</p> <p>（本 則 省 略） （附 則 省 略）</p>	<p>○和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）</p> <p>別表第1（第2条関係） 海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都郡衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯浅広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老</p> <p>（本 則 省 略） （附 則 省 略）</p>

人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、大辺路衛生施設組合、富田川衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、富田川衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	組 合 市 町 村
第3条第1項第1号に掲げる事務	海南市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯淺広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、

人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、田辺市周辺衛生施設組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	組 合 市 町 村
第3条第1項第1号に掲げる事務	海南市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯淺広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、

<p>有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合</p>	<p>海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組</p>
<p>有田衛生施設事務組合、御坊市日高川町中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合</p>	<p>海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、和歌山県市町村総合事務組合、海南海草老人福祉施設事務組合、国民健康保険野上厚生病院組合、五色台広域施設組合、海南海草環境衛生施設組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組</p>

合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯淺広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合

合、紀の海広域施設組合、那賀児童福祉施設組合、那賀衛生環境整備組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀消防組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀広域事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、橋本伊都衛生施設組合、有田周辺広域圏事務組合、有田聖苑事務組合、湯淺広川消防組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合、御坊市日高川中学校組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊広域行政事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、公立紀南病院組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南地方児童福祉施設組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合、大辺路衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、田辺市周辺衛生施設組合、富田川治水組合、紀南環境広域施設組合、紀南学園事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県後期高齢者医療広域連合

第3条第1項第3号に掲げる事務	第3条第1項第3号に掲げる事務
(省 略)	(省 略)

